

法務省民一第1367号
平成22年5月28日

日本司法書士会連合会会長 殿

法務省民事局民事第一課長

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令等における
戸籍事務の取扱いについて（依頼）

戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号。以下「平成19年改正戸籍法という。）の施行に伴う戸籍事務の取扱いにつきましては、格別の御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本月6日に戸籍謄本等の交付請求をする場合における権限確認書面の有効期限等を定めた戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年法務省令第22号）が公布され、同年6月1日に施行される予定となっているところですが、本省令の施行等に当たり、平成19年改正戸籍法下における戸籍謄本等を請求する場合における取扱いを下記のとおりといたしますので、貴会会員に対し周知方お取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 平成19年改正戸籍法下においては、現に請求の任に当たっている者が請求者の代理人又は使者である場合には、当該請求の任に当たっている者は、市区町村長に対して、請求者の依頼文は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにするため、委任状その他自己に戸籍謄本等の交付の請求をする権限が付与されていることを証する書面（官庁又は公署の作成したものは、その作成後3か月以内の書面とする）を権限確認書面として提供しなければならないこととされています。戸籍法第10条の3第2項、戸籍法施行規則第11条の4）このことから、弁護士等が、成年後見人等として成年被後見人等の戸籍謄本等の交付請求をする場合についても、権限確認書面として、後見登記等の登記事項証明書（後見登記等が未了の間は、審判書の謄本及び確定証明書）の原本提出が必要であり、これらの写しでは足りないこととなります。

なお、戸籍謄本等の請求に係る提出書類については、申出があれば、市区町村長は、原本還付請求に応じることができるとされています。

おって、権限確認書面として審判書の謄本の提供があった場合今において、当該審判書が裁判確定の日から3か月以内のものであるときは後見登記等の登記事項証明書の提供がないことのみを理由に戸籍謄本等を不交付とする取扱いとはしないことを申し添えます。

- 2 戸籍謄本等職務上請求書には、戸籍法第10条の2第3項及び第4項に定められた事項等を記載しなければならないこととされていますので、引き続き、戸籍法に基づいた適正な記載がされるよう御協力をお願いいたします。

注 今回の戸籍法施行規則等の改正により、「日本司法書士会連合会統一2号様式」を用いて戸籍謄本等の請求を行う場合は、その権限を証明する書面の原本の添付が必要となります（原本還付請求が可能）ので、ご注意ください。

【参考】改正戸籍法（抜粋）

http://www.moj.go.jp/houan1/houan_kosekiho_refer04.html#01

第10条の2 前条第1項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

3 第1項の規定にかかわらず、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、司法書士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

二 司法書士にあつては、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第三号及び第六号から第八号までに規定する代理業務（同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。）

第10条の3 第10条第1項又は前条第1項から第5項までの請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。

2 前項の場合において、現に請求の任に当たっている者が、当該請求をする者の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書面を提供しなければならない。